

全日病ホームページ バナー広告掲載規程

(目的)

第1条 本規程は、全日病ホームページに掲載する広告（以下バナー広告）の掲載に関する事項を定める。

(広告掲載基準)

第2条 全日病ホームページに掲載するバナー広告は次の基準を満たすものとする。

- (1) 広告主は公益社団法人 全日本病院協会（以下、「当協会」）の賛助会員でなければならない。
- (2) 診療行為又は医業経営に資するものでなければならない。
- (3) 関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- (4) 公序良俗に反するものであってはならない。
- (5) 全日病ホームページの運用に支障のないものでなければならない。

(情報内容の責任の所在)

第3条 掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、当協会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任は広告主が負うものとする。

(掲載の可否の判断)

第4条 掲載の可否の決定権は当協会 広報委員会（以下、「広報委員会」）にあるものとし、広報委員会が掲載することが不相当と判断した場合には、広告主に理由を述べずに掲載を拒否することができるものとする。

(規程の運用)

第5条 本規程の運用は次のとおりとする。

- (1) 本規程の一切の運用及び解釈は、広報委員会が行う。
- (2) 法令等の新設、改廃や行政庁の解釈の変更、または社会情勢等の変化に伴い、本規程を改定する場合は、広報委員会で協議し当協会 理事会の承認を得て改定するものとする。

(免責事項)

第6条 全日病ホームページに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負う。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、当協会は一切保証せず、利用者の責任によって行うものとする。インターネット上には、サイトを閲覧しただけでも閲覧者のパソコンなどがウイルス感染する場合があることなどが一般的に知られているが、これらのことも含めて、利用者の方の判断と責任によって行うものとする。

また、当サイトよりリンクされている別サイトでの内容には当サイトは一切関知しない。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブル・損失・損害には一切責任を負わないこととする。

(広告掲載枠)

第7条 バナー広告掲載枠は広告ページ、位置に応じて広報委員会が指定する。

2 原則として掲載期間は3ヶ月、6ヶ月又は12ヶ月間とする。

3 掲載に当たっては、次の通り制限事項・優先順位等を設ける。

- (1) 掲載位置は広報委員会で決定し、原則として掲載期間中は掲載位置の変更はしないものとする。ただし、掲載終了前に掲載位置に空きが生じた場合に限り、変更できるものとする。
- (2) 掲載場所に空きが無い場合は、広報委員会で掲載広告を決定する。

(掲載申込から広告掲載までの流れ)

第8条 掲載申込から広告掲載までの流れは次のとおりとする。

- (1) 広告主は掲載申込書(様式1)及び掲載原稿を当協会事務局広報担当まで電子メールで送付する。(宛先: info@ajha.or.jp)
受付期間は、掲載開始月の前々月の20日(必着)とする。ただし、20日が土日又は祝日の場合は前営業日(必着)とする。
- (2) 広報委員会で審査後、原則として掲載開始月の前月20日までに審査の結果を広告主に報告する。
- (3) 掲載を決定した広告は、原則として広告掲載料の入金確認後、掲載開始月の1日から所定の場所に掲載し、掲載期間が満了した翌日に掲載を終了する。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料については別に定める。

- 2 広告掲載料は、掲載開始月の前月末日までに当協会の指定する口座に広告掲載期間分の費用を一括で振込むものとする。入金の確認ができない場合は原則、掲載しないものとする。
- 3 広告掲載料の振込先口座等については原則、掲載開始月の前月の20日までに審査の結果と併せて案内する。
- 4 入金済の広告掲載料はいかなる場合でも広告主に返金しないものとする。

(その他)

第10条 本規程に定めのないものについては、必要に応じて広報委員会がその都度定めることとする。

- 2 広告掲載枠はいずれも掲載期間保証型広告とし、掲載期間内のバナークリック数や掲載商品の売上げなどを保証しないものとする。
- 3 バナー広告掲載のページの表示回数（ページビュー）を所定の画面に掲載する。（個別ページ等のクリック数は掲載しないものとする）

附則

本規程は、平成22年8月31日から施行する。

改正・平成25年4月1日